

## 解説

# 部落差別解消推進法

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日施行



「部落差別解消推進法」の意義について考えてみましょう！

Point

(目的)

第 1 条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在する**とともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである

部落差別の存在を国として公式に認知した

部落問題の解決を目的とすると初めて法律に明記された

Point

との認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現することを目的**とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、**部落差別の解消に関する施策を講ずる**とともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

「部落差別解消のための施策実施」を国及び地方公共団体の責務とした

Point

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、**その地域の実情に応じた施策を講ずる**よう努めるものとする。



うらに続く

## (相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

相談体制の充実  
を打ち出した

Point

## (教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

教育及び啓発の  
必要性を明記

Point

## (部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

Point

部落差別の実態  
調査実施を明記



差別される  
“人”ではなく

平成28年に施行された  
「障害者差別解消法」  
「ヘイトスピーチ解消法」  
「部落差別解消推進法」  
に共通しているのは  
“社会”に向けての法律で  
あること！

この法律は  
社会的ルールとして  
打ち出しています。

【問い合わせ】 大東市市民生活部人権室 ☎072-870-9063